

長崎原爆資料館・長崎市平和会館・長崎市歴史民俗資料館

指定管理者募集要項

長崎市原爆被爆対策部平和推進課

長崎市文化観光部文化財課

	目 次	ページ
	指定管理者の導入にあたって	1
1	指定管理者の募集	2
2	施設の設置目的及び概要	2～3
	ア設置目的	
	イ施設の概要	
3	指定管理者が行う業務の範囲	4
	(1) 指定管理業務	
	(2) 自主事業	
	(3) 売店及び喫茶室の運営	
4	指定期間	4
5	管理の基準	4～6
	(1) 開館時間及び休館日	
	(2) 施設利用の許可及び制限	
	(3) 業務の一括委託の禁止	
	(4) 備品等の取り扱い	
	(5) 関係法令の遵守	
	(6) 個人情報の取り扱い	
	(7) 情報の公開	
	(8) 秘密保持義務	
	(9) 文書の管理及び保存	
	(10) 環境への配慮	
6	経費に関する事項	6～14
	(1) 委託料	
	(2) 利用料金収入	
	各施設の利用料金等	
	(3) 利用料金の取り扱い	
	(4) 自主事業の経費	
	(5) 人件費及び福利厚生費について	
	(6) 委託料の精算について	
	(7) 修繕料の精算について	
	(8) その他	
7	責任の分担	14～16
8	保険について	16
	(1) 損害賠償	
	(2) 第三者への賠償	
	(3) 保険の付保	
9	公募に関する内容	17～18
	(1) 指定管理者の公募及びスケジュール	
	(2) 指定管理者の公募手続き	

10	応募に関する事項	18~19
	(1) 応募資格		
	(2) 応募団体の制限		
	(3) 必要な資格		
11	申請書類	19
12	申請に際しての留意事項	20
	(1) 接触の禁止		
	(2) 応募の制限等		
	(3) 申請内容変更の禁止		
	(4) 虚偽の記載		
	(5) 申請書類の完備		
	(6) 応募書類の取り扱い		
	(7) 応募の辞退		
	(8) 費用負担		
13	審査及び選考の基準	21~22
	(1) 審査方法		
	(2) 審査の内容		
	(3) 選考基準		
	(4) 失格基準		
	(5) 選定結果		
14	指定管理者の指定の手続き	23
15	協定に関する事項	23~24
	(1) 協定に盛り込む事項		
	(2) 協定が締結できない場合の措置等		
16	モニタリング	24
17	指定の取消し及び違約金	24
	(1) 指定取り消し等の要件		
	(2) 業務不履行時の違約金		
18	その他の事項	24~25
	(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置		
	(2) 業務の継続が困難になった場合の措置		
	(3) 業務の引き継ぎについて		

長崎原爆資料館・長崎市平和会館・長崎市歴史民俗資料館

指定管理者募集要項

【指定管理制の導入にあたって】

長崎市は人類史上2番目に、原子爆弾による惨禍を体験した街であり、被爆都市の使命として、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

長崎原爆資料館は、その取り組みの拠点施設として、多くの来館者や市民に被爆の実相を伝えてきました。

被爆から74年を迎え、被爆者から直接体験を聞くことができる機会が失われつつある中、被爆継承・平和発信事業をよりいっそう効果的に展開し、後世に伝え残していく仕組みづくりが急務となっていたことから、原爆資料館の運営体制の見直しを進めてきました。

その結果、被爆資料の収集・調査研究や被爆の継承、平和発信など、長崎市の平和行政の根幹となる業務については、被爆都市の責務として、長崎市が引き続き直営で行うこととし、原爆資料館等の施設の維持管理や受付・貸館業務といった管理運営に係る業務についてのみ、指定管理者制度を導入することにしました。

なお、導入にあたっては、長崎市が、長崎原爆資料館と一体的に管理している、長崎市平和会館及び長崎市平和会館と同一建物内にある長崎市歴史民俗資料館を合わせた3施設をグループ化して指定管理者制度を導入することで、さらなる業務の効率化を図りたいと考えています。

このような趣旨にご賛同いただける事業者の方をこの度募集いたします。

1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項並びに長崎原爆資料館条例（平成 7 年条例第 31 号 以下「原爆資料館条例」という。）第 6 条第 1 項、長崎市都市公園条例（昭和 34 年条例第 27 号 以下「公園条例」という。）第 23 条第 1 項及び長崎市歴史民俗資料館条例（平成 9 年条例第 19 号 以下「歴史民俗資料館条例」という。また、「原爆資料館条例」、「公園条例」及び「歴史民俗資料館条例」の 3 つの条例を指して「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2（第 1、2 項略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【根拠条例】

長崎原爆資料館条例第 6 条第 1 項

市長は、資料館の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

長崎市都市公園条例第 23 条第 1 項

市長は、稲佐山公園、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園（以下「指定公園」という。）並びに長崎市平和会館の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

長崎市歴史民俗資料館条例第 4 条第 1 項

市長は、長崎市歴史民俗資料館の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 長崎原爆資料館

ア 設置目的

長崎原爆資料館（以下「原爆資料館」という。）は、原子爆弾により被爆した都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く国の内外に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的に平成 8 年 4 月 1 日に開館した施設です。

資料館には、大型資料を展示するための吹き抜け空間を設けたワンフロアの展示室や、被爆体験講話や映像などによって平和について学ぶことができる原爆資料館ホール（以

下「資料館ホール」という)、平和学習室、図書室などがあり、世界恒久平和を願う長崎市の平和の発信拠点施設です。

長崎市では、本施設を核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた平和発信の場として積極的に活用することを基本的な運営方針としています。

イ 施設の概要

- (ア) 名 称 長崎原爆資料館
- (イ) 所 在 地 長崎市平野町7番8号
- (ウ) 設置年月日 平成8年4月1日

※その他の詳細は、別に定める「長崎原爆資料館・長崎市平和会館・長崎市歴史民俗資料館指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

(2) 長崎市平和会館

ア 設置目的

長崎市平和会館(以下「平和会館」という。)は、公園条例に定められた平和公園に設置されている有料公園施設で、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的に昭和56年7月21日に開館した施設です。体育館兼集会所(以下「平和会館ホール」という。)が有料で利用されています。

長崎市では、被爆地の責務として被爆体験講話などの平和学習の機会を確保していくため、平和学習の場としての機能を維持していくことを基本的な運営方針としています。

イ 施設の概要

- (ア) 名 称 長崎市平和会館
- (イ) 所 在 地 長崎市平野町7番8号
- (ウ) 設置年月日 昭和56年7月21日

※その他の詳細は、別に定める仕様書を参照してください。

(3) 長崎市歴史民俗資料館

ア 設置目的

長崎市歴史民俗資料館(以下「歴史民俗資料館」という。)は、本市の歴史資料及び民俗資料を収集保存し、その活用を図り、あわせてこれらに関連する調査研究を行い、もって市民の文化の向上に資することを目的に、昭和53年6月に開館した施設です。

イ 施設の概要

- (ア) 名 称 長崎市歴史民俗資料館
- (イ) 所 在 地 長崎市平野町7番8号 長崎市平和会館地下1階
- (ウ) 設置年月日 昭和53年6月15日(平成18年4月1日 現在地へ移転)

※その他の詳細は、別に定める仕様書を参照してください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

指定管理者は、次の事業及び業務を行うこととします。なお、詳細は仕様書に従い実施してください。

ア 原爆資料館

- (ア) 原爆資料館の利用の許可その他の資料館の利用に関する業務
- (イ) 原爆資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 上記に掲げるもののほか、長崎原爆資料館の運営に関して市長が必要と認める業務

イ 平和会館

- (ア) 平和会館の利用の許可その他の平和会館の利用に関する業務
- (イ) 平和会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 歴史民俗資料館

- (ア) 歴史民俗資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 自主事業

指定管理者は、仕様書に定めた指定管理業務以外に施設の設置目的に合致し、利便性の向上や施設の魅力を伝えるために効果的であると認められる場合は、自主的な事業を自らの費用負担により行うことができます。

なお、自主事業を行う場合は、長崎市に実施計画案を提出し、承認を得たうえで実施してください。

(3) 売店及び喫茶室の運営

売店及び喫茶室に係る運営の経費については、すべて指定管理者の負担とし、当該事業により得た収入については、指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担となります。なお、当該事業により収益が生じた場合、公の施設を使用していることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など収益の取り扱いについても併せて提案してください。基準として、収益の10%までは全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市への納付若しくは利用者還元にあてることとします。

4 指定期間：平成31年(2019年)9月1日～平成36年(2024年)8月31日(5年間)

5 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

原爆資料館については、原爆資料館条例第8条第1項に基づき、指定管理者は、市長の承認を得て開館時間及び休館日を設定することができます。承認の基準は、同条第2項に基づき、資料館の利用形態、利用者の利便性等を考慮して定められており、平和会館については、公園条例第6条第1項に基づきその利用時間及び利用日が定められています。

歴史民俗資料館については、歴史民俗資料館条例第6条第1項及び第7条のとおりです。各施設の開館時間等の詳細については、仕様書を参照してください。(別紙 仕様書 6~7 ページ参照)

(2) 施設利用等の許可及び制限

原爆資料館条例並びに長崎原爆資料館条例施行規則(以下「原爆資料館規則」という。)、公園条例並びに長崎市都市公園条例施行規則(以下「公園規則」という。)に従って、施設の利用等の許可及び制限を行ってください。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理者業務の一部の業務を委託する場合で、あらかじめ長崎市の承認を得たときはこの限りではありません。この場合、長崎市内に本社を有する長崎市の有資格者を優先してください。

(4) 備品等の取り扱い

別紙「長崎原爆資料館・長崎市平和会館備品一覧表」に定める施設運営に必要な備品については、長崎市で準備します。指定管理者においては、上記備品を適切に管理してください。

なお、指定管理者自らの判断により施設の運営、売店及び喫茶店の運営などのための備品を購入することも可能です。この場合の費用は、維持管理も含め指定管理者の負担となり、購入した備品は指定管理者に帰属します。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、条例、規則、地方自治法、個人情報保護に関する法律、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令及び仕様書に記載しているその他の関係法令を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

(6) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、長崎市個人情報保護条例第37条により、個人情報の保護に留意するとともに、業務の実施に関して知り得た個人情報について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理を図るために、個人情報の取り扱い規程等を作成するものとします。

(7) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例第25条により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(8) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益若しくは他の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(9) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、または受領した文書等を、適正に管理・保存することとします。

文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後5年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市の指示に従って引き渡すこととします。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

- ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制
- イ 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行うこととなります。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は税込総額 377,788,000 円となります。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額（税込）は、次のとおりです。

	委託料上限額（税込）
原爆資料館	179,441,000 円
平和会館	181,393,000 円
歴史民俗資料館	16,954,000 円

各施設の上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とし、面接は行わないこととします。なお、委託料の上限額は、修繕料 27,293,000 円（税込）を含む総額となります。各施設の各年度の内訳は次の表のとおりです。

※本募集要項における経費に関する金額は、すべて税込（平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までは消費税率 8%、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降は消費税率 10%）となります。

【修繕料】※修繕料に関しては毎年精算を行う

1 年目（平成 31 年（2019 年）9 月～平成 32 年（2020 年）3 月までの 7 月分）

	修繕料（税込）
原爆資料館	2,095,000 円
平和会館	1,083,000 円

2～5年目（平成32年（2020年）4月～平成36年（2024年）3月までの各年度）

	修繕料（税込）
原爆資料館	3,600,000円
平和会館	1,860,000円

6年目（平成36年（2024年）4月～平成36年（2024年）8月までの5月分）

	修繕料（税込）
原爆資料館	1,500,000円
平和会館	775,000円

（1）委託料

ア 「原爆資料館の管理に関する業務の収支予算書（様式5-1）」、「平和会館の管理に関する業務の収支予算書（様式5-2）」、「歴史民俗資料館の管理に関する業務の収支予算書（様式5-3）」による提案に基づき、支出（施設の管理・運営にかかる経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。

委託料が不足した場合があっても、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料は協定書で定め、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに四半期（平成31年（2019年）度及び平成36年（2024年）度は2回）に分割して支払います。

なお、支払い方法等詳細については、協定書で定めます。

イ 委託料に含めない長崎市庁舎部分の「光熱水費」及び「維持管理費」は、実績額から面積按分等に応じて、市が負担金として別途指定管理者に支払います。

ウ 委託料に含めない長崎市野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）分の「光熱水費」、「清掃業務」及び「夜間（機械）警備業務（歴史民俗資料館等（野口美術館含む）」）は、面積按分により市が負担金として別途指定管理者に支払います。

（2）利用料金収入

原爆資料館及び平和会館の管理運営にあたっては、利用料金制を採用します。したがって、利用者が支払う利用料金（入館料、ホール等の施設及び附属設備に係るもの）は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が原爆資料館条例及び公園条例並びに原爆資料館規則及び公園規則で定める額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。

また、利用料金の減免については、長崎市が原爆資料館条例及び公園条例並びに原爆資料館規則及び公園規則で定める基準に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行うこととなります。

各施設の使用料等

1 長崎原爆資料館使用料（現行）及び消費税率改定に伴う変更予定額

ア使用料

（ア）入館料

区分		現行	平成31年(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
一般	個人	200	変更なし
	団体	160	変更なし
小中高	個人	100	変更なし
	団体	80	変更なし

（イ）ガイドレシーバー

区分		現行	平成31年(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
ガイドレシーバー	ガイドレシーバー	154	157

（ウ）ホール

区分		現行	平成31年(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
平日	9時～12時	8,691	8,852
	13時～17時	11,581	11,796
	18時～22時	13,906	14,163
土・日・休日	9時～12時	10,429	10,622
	13時～17時	13,896	14,153
	18時～22時	16,683	16,992

※入場料金を徴収する場合は、この表に掲げる使用料の倍額。

※利用時間帯のいずれか全部を準備又はリハーサルのために利用する場合は、4割に相当する額。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(エ) ホール附属設備

区分		現行	平成31年(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
ガイドレシーバー	ガイドレシーバー	154	157
照明器具	スポットライト 0.5kw	308	314
	ポーターライト	843	859
	調光操作装置	4,237	4,316
コンセント		205	209
音響器具	音響拡声装置(アンプ)	3,805	3,876
	デジタルオーディオ テープレコーダー	3,486	3,551
	カセットテープレコーダー	1,265	1,288
	オーディオレコーダー	1,023	1,042
	CDレコーダー	947	964
	ワイヤレスアンプ(マイクを含む)	2,540	2,587
	ダイナミックマイク	380	387
	マイクスタンド	102	104
舞台器具	演壇	740	754
	司会台	308	314
	映写幕	1,265	1,288
映写器具	プロジェクター	2,759	2,810
	ブルーレイ・DVDプレーヤー	1,139	1,160
同時通訳	装置	59,657	60,761
	レシーバー	411	419
椅子		30	31
長机		123	125
冷暖房設備		2,118	2,158

(オ) 駐車料金

区分		現行	平成31年(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
バス	最初の1時間まで	510	520
	その後30分までごと	510	520
マイクロバス	最初の1時間まで	250	260
	その後30分までごと	250	260
普通・小型・軽	最初の1時間まで	100	変更なし
	その後30分までごと	100	変更なし

イ 利用者の推移

(ア) 資料館

(人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入館者数	671,921	743,745	684,176	705,314

(イ) 資料館ホール

(人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	51,893	59,022	52,819	54,888

(ウ) 駐車場

(台)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
駐車台数	47,704	52,125	47,675	48,969

2 長崎市平和会館使用料（現行）及び消費税率改定に伴う変更予定額

ア 使用料

(ア) 体育館兼集会所

区分			現行	平成31年(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
体育に 利用す る場合	平日	9時～12時	915	932
		13時～17時	1,254	1,278
		18時～22時	1,481	1,508
	土・日・休日	9時～12時	1,141	1,162
		13時～17時	1,481	1,508
		18時～22時	1,820	1,854
体 育 以外に 利用す る場合	平日	9時～12時	6,860	6,987
		13時～17時	12,579	12,812
		18時～22時	14,873	15,148
	土・日・休日	9時～12時	8,002	8,150
		13時～17時	14,873	15,148
		18時～22時	18,308	18,647

(イ) 体育館兼集会所附属設備

区分		現行	平成31(2019年)10月1日 消費税改定後(円)
照明器具	ボーダーライト	843	859
	アッパー Horizont ライト	1,584	1,613
	フットライト	504	513
	ロアー Horizont ライト	421	429
	エリスポットライト	627	639
	パーライト	473	481
	スポットライト 1kw	421	429
	スポットライト 0.5kw	308	314
	クセノンピンスポットライト	2,118	2,158
	ミラーボール	627	639
	ビーマックス	308	314
	エフェクトマシン	1,059	1,079
	波マシン	1,059	1,079
	ストロボ	1,059	1,079
	星球	1,584	1,613
	ハイスタンド	205	209
	スタンド	102	104
	ベース	51	52
	バンドア	102	104
	先球各種	205	209
	クネイタ	205	209
	調光操作装置	4,237	4,316
コンセント	持込舞台用電気器具	308	314
	その他	205	209
音響器具	音響拡声装置(アンプ)	3,805	3,876
	ワイヤレスアンプ	2,540	2,587
	テープレコーダー	1,265	1,288
	プレーヤー(CDプレーヤー含む)	1,501	1,529
	マイク	380	387
	コンデンサーマイク	946	963
	ステージスピーカー	1,614	1,644
	ハネカエリスピーカー	1,470	1,498
	モニタースピーカー	792	806

	マイクスタンド	102	104
	効果用マシン	1,059	1,079
	移動用補助ミキサー卓	1,584	1,613
グランドピアノ		5,297	5,395
舞台器具	音響板	6,356	6,474
	所作台	6,356	6,474
	松羽目	1,686	1,718
	大黒幕	1,059	1,079
	地がすり	1,584	1,613
	映写幕	1,265	1,288
	金屏風	2,540	2,587
	演壇	740	754
	指揮者台（譜面台含む）	421	429
	吊り物バトン	308	314
	平台	308	314
	箱馬	30	31
	毛せん	144	146
	上敷	154	157
長座布団	154	157	
	めくり台	102	104
座布団		72	73
映写機		2,643	2,692
スライドプロジェクター		1,059	1,079
椅子		30	31
長机		123	125
冷暖房設備	暖房	3,065	3,121
	冷房	3,065	3,121

(1) 利用者の推移

ア 体育館兼集会所

(人)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	15,980	32,489	26,413	30,441

※平成 26 年度は耐震補強工事実施のため、平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月まで休館

(3) 利用料金の取り扱い

利用料金は、施設利用の許可の際に徴収するものとし、利用日の属する年度の収入とします。平成31年(2019年)9月1日から平成36年(2024年)8月31日利用分までの利用料として支払われる利用料金が、指定管理者の収入となります。

平成31年(2019年)8月31日までに長崎市が収納した平成31年(2019年)9月1日以降の利用に係る使用料(前納利用料金)は、別途、委託料として支払います。

なお、利用料金収入が指定管理者の提案額を超えた場合、その超えた金額のうち、提案額の10%までは全額を指定管理者の収入とします。なお、10%を超えた部分の収入については、基準として、その超えた部分の50%を長崎市に納付していただくもしくは利用者還元に充てることとしますが、その用途についても併せて提案してください。

また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。

(4) 自主事業の経費

3(2)の自主事業に係る経費については全て指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担となります。

なお、自主事業により収益が生じた場合、公の施設を使用しての収益であることから、一定割合の長崎市への納付や利用者への還元など収益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、収益の10%までは全額を指定管理者の収入とし、それを超えた部分の50%を長崎市に納付していただくもしくは利用者還元に充てることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(5) 人件費及び福利厚生費について

原爆資料館、平和会館(平和会館並びにその同一建屋内の歴史民俗資料館含む)の施設の管理運営に従事する職員が、両施設を兼任することが想定されるため、人件費及び福利厚生費相当額は、原爆資料館の管理委託料に一括して含まれています。

(6) 委託料の精算について

次項に記載する修繕料を除き委託料の精算は行いません。

(7) 修繕料の精算について

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、施設別に支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。

なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

(8) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は指定管理者に指定された団体の負担となります。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。なお、詳細については、関係

法令に基づいて、協定書に規定することとします。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	○ （責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
施設の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、来館者相談対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○ （修繕については、1件当たりの金額が50万円未満のもの）
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）、模写等の許可			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
災害時対応（上記における）指示等		○	
利用料金の徴収			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	

項目	長崎市	指定管理者
施設の法的管理（占有許可等）	○	
施設の整備、改修	○	
災害復旧（本格復旧）	○	
火災保険（火災及び災害）	○	
施設賠償責任保険	○	○ ※市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する

※指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。
 <本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとします。>

8 保険について

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。同保険の指定管理者が対象となる賠償責任保険の内容は次のとおりです。

ア 市が加入する保険

指定管理者が対象となる賠償責任保険の内容は、次のとおりです。

施設賠償責任保険契約類型		D型	
てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円

9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	平成31年3月4日(月)～平成31年(2019年)5月7日(火)
イ 質問書の受付	平成31年3月4日(月)～平成31年3月29日(金) ① 1回目締切 3月14日(木) ② 2回目締切 3月29日(金)
ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催	平成31年(2019年)3月25日(月)
エ 申請の受付	平成31年4月8日(月)～ 平成31年(2019年)5月7日(火)
オ 選定審査会(面接審査)の実施	平成31年(2019年)5月中旬に実施予定
カ 選定結果の通知	平成31年(2019年)5月中に通知予定
キ 指定管理者の指定の手続き	平成31年(2019年)6月予定
ク 指定管理者との協定締結	平成31年(2019年)7月予定
ケ 事務引き継ぎ	平成31年(2019年)7月～8月
コ 指定管理者による管理の開始	平成31年(2019年)9月1日(日)

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項・資料の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、平和推進課及び文化財課でも配布します。

長崎市指定管理者ホームページURL:

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/p008890.html>

イ 質問書の受付

募集要項に関する質問書(様式8)を次のとおり受け付けます。1回目の質問の回答は、平成31年(2019年)3月25日(月)開催の説明会及び長崎市指定管理者ホームページ上にて行います。また、2回目の回答は、説明会参加団体及び質問団体にFAX又は電子メールにて回答し、併せてホームページにも掲載します。電話(口頭)での質問は受け付けません。

ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。**応募を予定している団体は必ず出席してください。**

開催日時:平成31年(2019年)3月25日(月)13時30分～15時30分
開催場所:長崎原爆資料館 2階会議室
参加人数:各団体3名まで
申込方法:申込書(様式9)に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて3月22日(金)までに送付してください。(必着)※FAX及び電子メールでの送付については必ず通信の確認(電話にて)をお願いします。

イ・ウの申込先：長崎市原爆被爆対策部平和推進課（P25記載の送付先へ送付して下さい）

なお、説明会では質疑応答は行いません。

質問についてはすべて、「イ 質問書の受付」の要領で受け付けます。

エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成31年4月8日（月）～平成31年（2019年）5月7日（火）

8時45分から17時30分まで

提出期限：平成31年（2019年）5月7日（火）17時30分【必着】

受付場所：長崎市原爆被爆対策部平和推進課（長崎原爆資料館1階）

※ 申請書等の提出は持参又は郵送とします。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

法人その他の団体であり、次の事項を全て満たすものであること。

ア 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿又は長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録がある者（以下「有資格者」という。）。

イ 株式会社等にあつては、長崎市内に本社を有する者であること。NPO法人等にあつては、主たる事務所の所在地が長崎市であること。

ウ 3年以上の実績を有する団体であること。（法人にあつては過去3か年分の財務諸表を提出できる団体であること。）

※有資格者の登録については、別紙を参照してください。

※グループ応募を認めますが、この場合、全てのグループ構成員が応募資格を満たしている必要があります。

※グループ応募については、代表構成員を定めることとし、協定締結においては、全ての構成員を協定当事者とします。

エ 応募者説明会及び現地説明会に必ず出席していること。

(2) 応募団体の制限

応募しようとする団体（グループ応募の場合は、全ての構成団体）が次のいずれかの項目に該当しないこと。

ア 長崎市契約規則第2条の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった場合。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て

があった場合（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された場合（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、長崎市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）

エ 指定管理者の指定取消しを受けたこと又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことがある場合。

オ 長崎市指定管理者暴力団対策要綱第3条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当する場合。

カ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領又は長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定による指名停止措置の期間中である場合。

キ 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る）、消費税及び地方消費税を滞納している場合。

(3) 必要な資格

応募しようとする団体が、次の資格を有する者を雇用していること。また、グループで応募する場合は、グループ内のいずれかの団体が雇用していること。

甲種防火管理者の資格所有者（平成31年（2019年）8月31日までに取得予定でも可）

1.1 申請書類

申請時に以下の書類を提出してください。（原本1部、写し10部）

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

(2) グループ応募構成書兼委任状（様式2） …該当する場合

(3) 団体の概要書（様式3）

(4) 事業計画書（様式4）

(5) 原爆資料館の管理に関する業務の収支予算書（5か年）（様式5-1）

(6) 平和会館の管理に関する業務の収支予算書（5か年）（様式5-2）

(7) 歴史民俗資料館の管理に関する業務の収支予算書（5か年）（様式5-3）

(8) 定款、規約、寄附行為、その他これらに類する書類（法人以外の団体であっても必ず提出すること）

(9) 申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書又はこれに類する書類（法人以外の団体を除く。）

(10) 平成27年度～平成29年度の過去3か年における申請団体の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体を除く。）

(11) 登記事項証明書及び役員名簿（様式6）

(12) 財務諸表（平成27年度～平成29年度の過去3か年）

- ・貸借対照表、損益計算書（明細書付）、財産目録、法人税申告書別表1、4、5の写し（税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること））

(13) 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

(14) 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

- ・長崎市税においては完納証明書
- ・法人事業税（長崎県分）の納税証明書（直近の事業年度分）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の事業年度分）

※ 納税義務のある場合のみ。

(15) 指定管理者申請に係る申立書（様式7）

【注意事項】

注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本工業規格のA4版とします。

注2 写し10部は、審査の公平性を確保するため、団体（構成団体を含む。）が特定できないように団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

1.2 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、審査会委員、長崎市職員及びその他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者等が審査会委員に対し、特定のものを有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは、失格とする場合があります。

なお、審査会委員については、次のとおりです。

岩本 拓 （九州北部税理士会長崎支部）
草野 十四朗 （活水高等学校）
田中 重光 （（一財）長崎原爆被災者協議会）
朝長 万左男 （日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長）
森下 浩昭 （（一社）長崎国際観光コンベンション協会）

(2) 応募の制限等

本（同一）施設への応募は、1団体につき1申請のみとします。なお、単独で応募する団体はグループで応募する場合の構成団体と重複した応募はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後、その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 虚偽の記載

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 申請書類の完備

11に掲げるすべての申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(6) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。

ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(7) 応募の辞退

申請後、辞退する際には辞退届（様式10号）を提出していただきます。

(8) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

1.3 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、外部委員による審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行う総合評価方式により審査し、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

審査会が、応募内容や事業計画の内容などについて、書類及び面接にて審査を行います。面接は、応募者ごとに個別に行い、提出していただいた書類をもとに進めます。

(3) 選定基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	基本事項	基本方針	施設の設置目的を踏まえた運営方針・理念となっているか	12	20
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切か	4	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	

	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の設置目的にあった具体的で実行可能な事業計画となっているか	8	36
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案があるか	8	
		独創性	事業の提案に創意工夫があるか	4	
		評価と改善	事業の評価・改善体制は適切か	4	
		図書室の運営	原爆資料館の趣旨に沿った資料の収集と、高度で専門的な資料提供を来館者へ行うことができる提案となっているか 的確な図書の選定や環境整備のための提案となっているか	12	
	安定した経営能力	安定的な財政基盤	経営状況（財務諸表等で判断）	-	-
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、施設の業務を行うのに適切か	8	20
		経理・施設管理	経理・施設管理業務の基準等は適切か	8	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切か	4	
	価格点	価格	経費	経費の縮減 提案額が委託料の上限の85%以下の場合、 価格点は一律（満点）となります。	24

(4) 失格基準

- ア 6で定める長崎市が支払う委託料の上限額を超えて提案がなされたとき
- イ 評価項目の大項目のいずれかが、配点の50%未満となるとき
- ウ 技術点の区分の合計点が配点の60%未満となるとき
- エ 「人員配置」「緊急時の対応」のいずれかが0点であるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに長崎市に届け出てください。

14 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は平成31年(2019年)6月市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

15 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとします。

(1) 協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

- ・施設の概要(施設の名称、規模、開館時間、休館日など)
- ・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・利用者等からの苦情への対応

ウ 施設の利用に関する事項

- ・利用料金に関する事項
- ・自主事業に関する事項

エ 委託料に関する事項

- ・委託料の金額
- ・支払方法及び精算方法

オ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ 責任分担に関する事項

キ モニタリングに関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・利用者アンケートに関する事項
- ・事故報告に関する事項

ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項

コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

サ その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

17 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

イ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

ウ 本募集要項「10 応募に関する事項」に定める要件を満たさなくなったとき。

エ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

オ 著しく社会的信用を失ったとき。

カ その他、市長が必要と認めるとき。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただくこととなります。

18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、全て指定管理者候補者の負担とします。

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとし、また、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、18の(1)、(2)と同様に取り扱うこととし、その旨を協定書に規定するものとします。

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただくことになります。

問い合わせ先・送付先

長崎市原爆被爆対策部平和推進課 (長崎原爆資料館1階)

担当 末安、下田 (総務企画係)

〒852-8117 長崎市平野町7番8号

電話 095-844-9923 (直通)

FAX 095-846-5170

メールアドレス heiwa@city.nagasaki.lg.jp

有資格者の登録について

本施設の指定管理者に応募するためには、長崎市の有資格者名簿に登録されていることを条件とします（NPO法人を含む）。有資格者名簿に登録がない団体は、長崎市の

- ・ 物品製造等
- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサル

のいずれかの名簿への登録手続きを行ってください。

（手続先）

〒850-8685 長崎市桜町2番22号（長崎市役所本館4階）

長崎市理財部契約検査課総務係 電話 095-829-1160

（手続内容）

次の書類を持参又は郵送により提出してください。（手続期限については上記手続先へお問い合わせください。）

名簿の種類	提出書類
物品製造等	競争入札参加資格審査申請書（物品製造等）
建設工事	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 ～建設工事～
建設コンサル	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 ～建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等～

なお、必要な書類等については、契約検査課窓口、又は、次のURLで取得できます。

物品製造等 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026839.html>

建設工事 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026798.html>

建設コンサル <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026834.html>